



平成24年1月30日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ  
代表取締役 梅木 篤 郎  
社 長  
(JASDAQ コード 8927)  
取 締 役  
問い合わせ先 執行役員 安田 俊 治  
管 理 部 長  
(電話番号 03-5768-6573)

### 第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年12月7日付「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」で公表いたしました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)において当社が策定した事業再生計画案(以下、「本事業再生計画案」といいます。)に基づく施策の実施に向けて、平成24年1月30日(本日)開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により募集株式(第1種優先株式)を発行すること(以下、「本第三者割当」といいます。)について決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本第三者割当は、本事業再生計画案が平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において対象債権者全員の同意によって成立すること、並びに平成24年2月20日開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)において、本日別途公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の第1種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案及び平成23年12月28日提出の有価証券届出書に係る第三者割当による募集株式(普通株式)の発行に係る議案が承認されることが条件となります。

#### 記

当社は、株式会社関西アーバン銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社長谷工コーポレーション及び丸紅株式会社(以下、4社を総称して「割当予定先」といいます。)に対して、当社の各社に対する債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。)により、別紙に記載のとおり、第1種優先株式を発行いたします。

#### 1. 募集の概要

- |     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| (1) | 発 行 期 日                      | 平成24年2月29日  |
| (2) | 発 行 新 株 式 数                  | 第1種優先株式 8,707株  |
| (3) | 発 行 価 額                      | 1株につき10,000円  |
| (4) | 発 行 価 額 の 総 額                | 87,070,000円(DESによるため金銭の払込みはなされません。)   |
| (5) | 資 本 組 入 額                    | 1株につき5,000円   |
| (6) | 資 本 組 入 額 の 総 額              | 43,535,000円   |
| (7) | 募 集 又 は 割 当 方 法<br>( 割 当 先 ) | 第三者割当の方法による<br>株式会社関西アーバン銀行 4,049株<br>株式会社みずほ銀行 1,407株<br>株式会社長谷工コーポレーション 1,178株<br>丸紅株式会社 2,073株 |
| (8) | そ の 他                        | 本第三者割当は、本事業再生計画案が、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において対象債権者全員の同意によって成立する                                   |

こと、並びに本臨時株主総会において、本日別途公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の第1種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案及び平成23年12月28日提出の有価証券届出書に係る第三者割当による募集株式(普通株式)の発行に係る議案が承認されることを条件とします。また第1種優先株式は無議決権優先株式であり、金銭を対価とする取得条項をその内容とします。詳細は別紙をご参照ください。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、本事業再生計画案において、対象債権者たるお取引先金融機関に金融支援を要請しておりますが、事業再生ADR手続外にても、大口の商取引債権者に対して対象債権者たるお取引先金融機関と同等の内容の金融支援を要請いたしました。かかる金融支援の一環として、当社の債務超過を解消して財務基盤を健全化するため、対象債権者が有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部について、DESの手法により、第三者割当による第1種優先株式の発行を行うこととしました。なお、第1種優先株式は議決権及び普通株式への転換権を有さず、既存株主の保有する株式について希薄化等の影響はございません。

本第三者割当は、本事業再生計画案に基づく施策の実施の一環として行われるものであります。本事業再生計画案の概要は、平成23年12月7日付で公表いたしました「事業再生計画案」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

第1種優先株式の発行は、第1種優先株式の割当予定先の当社に対する金銭債権の現物出資によるDESによるものであるため、資金の調達はなく、実行された場合には、第1種優先株式の払込金額の総額87,070,000円に相当する額の当社の有利子負債及び債務が減少します。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記(1)のとおり、第1種優先株式の発行は金銭債権の現物出資により行われるため、資金の調達はありません。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

上記(1)のとおり、第1種優先株式の発行は金銭債権の現物出資により行われるため、資金の調達はありません。

## 4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当による第1種優先株式の発行は、DESによるものであり、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく行われるもので、当社の事業再生のため必要不可欠なものであります。

したがって、当社にとって合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、事業再生ADR手続の取扱事業者として法務省より認証及び経済産業省より認定を受けている

事業再生実務家協会(以下、「JATP」といいます。)に対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、当該申請は同日受理され、同日付で、JATPとの連名で対象債権者であるお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に第2回債権者会議の続行期日を開催し、対象債権者に本事業再生計画案の内容を説明した上で、当該計画案についての協議をしていただきました。そして、平成24年1月31日に開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者であるお取引先金融機関の同意による成立を目指しております。

本第三者割当は、本事業再生計画案の一環として、当社の債務超過を解消するという目的の下、当社の置かれた事業環境、財務状況等を総合的に勘案した上、割当予定先の有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部と同一の金額を払込金額の総額としております。

第1種優先株式の発行価格は1株につき10,000円であるところ、当社普通株式の時価は、平成24年1月27日現在、83円であります。また、直前営業日から1ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値は78円、直前営業日から3ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値は85円、直前営業日から6ヶ月遡った期間の普通株式の終値の単純平均値は82円(いずれも1円未満は切り捨て)であります。そのため、第1種優先株式が優先配当を受けられることを考慮しましても、その公正価額は10,000円を大きく下回るものと考えられます。また、第1種優先株式は議決権及び普通株式への転換権を有さず、既存株主の保有する株式について希薄化等の影響はございません。

したがって、本第三者割当による第1種優先株式の発行は、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、本日開催の当社取締役会では、本第三者割当について、十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議しており、また出席監査役全員から、上記の理由に照らし、本第三者割当による第1種優先株式の発行は有利発行に該当しない旨の意見が示されております。

## (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1種優先株式は、株主総会における議決権がなく、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、普通株式の増加による希薄化が生じることはないことから、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1)割当予定先の概要

(平成23年3月31日現在)

① 商号	株式会社関西アーバン銀行
② 割当株数	4,049株
③ 本店所在地	大阪府大阪市中央区西心齋橋一丁目2番4号
④ 代表者の役職・氏名	頭取 北 幸二
⑤ 事業内容	銀行業
⑥ 資本金の額	470億39百万円
⑦ 設立年月日	大正11年7月1日
⑧ 発行済株式数	788,543,913株
⑨ 事業年度の末日	3月31日
⑩ 従業員数	2,755名(連結)
⑪ 主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 52.13%
⑬ 当社との関係等	
資本関係	当社の株式60,000株を保有しております。

取引関係	当社は割当予定先より 25 億 89 百万円の資金借入を行っております。 (平成 24 年 1 月 30 日現在)		
人的関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結純資産	117, 217	142, 376	143, 709
連結総資産	3, 441, 245	4, 348, 213	4, 306, 616
1 株当たり連結純資産(円)	140. 52	103. 63	105. 62
連結売上高(経常収益)	108, 796	99, 198	116, 487
連結経常利益	△37, 898	△39, 290	6, 163
連結当期純利益	△24, 963	△24, 125	5, 275
1 株当たり連結当期純利益(円)	△52. 11	△40. 18	5. 00
1 株当たり配当金(円)	3. 00	普通株式 3. 00 第一回甲種優先株式 33. 28 第二回甲種優先株式 33. 28	普通株式 3. 00 第一回甲種優先株式 31. 50 第二回甲種優先株式 31. 50

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

① 商号	株式会社みずほ銀行
② 割当株数	1, 407 株
③ 本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号
④ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 塚本 隆史(平成 23 年 6 月 20 日就任)
⑤ 事業内容	銀行業
⑥ 資本金の額	7, 000 億円
⑦ 設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日
⑧ 発行済株式数	11, 956, 205 株
⑨ 事業年度の末日	3 月 31 日
⑩ 従業員数	27, 595 名(連結)
⑪ 主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 83. 69%
⑬ 当社との関係等	
資本関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。但し、割当予定先は、当社と共同事業を実施した株式会社シティクルーズに対して貸金債権 4 億 73 百万円を有しており、当該共同事業に関して締結した覚書の定めに基づき当社に対して同額の金銭債権を有しております。(平成 24 年 1 月 30 日現在)
人的関係	該当事項はありません。

	関連当事者への 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決 算 期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	1,668,372	2,036,642	2,481,918
連 結 総 資 産	71,218,959	72,838,895	74,781,922
1株当たり連結純資産(円)	118,072.45	199,590.04	199,943.74
連結売上高(経常収益)	1,327,168	1,214,751	1,140,371
連 結 経 常 利 益	△259,620	45,831	169,016
連 結 当 期 純 利 益	△356,777	55,714	140,072
1株当たり連結当期純利益(円)	△80,250.45	11,032.09	30,671.93
1株当たり配当金(円)	普通株式－ 第四回第四種優先株 式－ 第五回第五種優先株 式－ 第十回第十三種優先 株式－	普通株式－ 第四回第四種優先株 式 47,600 第五回第五種優先株 式 42,000 第十回第十三種優先 株式－	普通株式－ 第四回第四種優先 株式 47,600 第五回第五種優先 株式 42,000 第十回第十三種優 先株式 16,000

(平成23年3月31日現在)

① 商 号	株式会社長谷工コーポレーション
② 割 当 株 数	1,178株
③ 本 店 所 在 地	東京都港区芝二丁目32番1号
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大栗 育夫
⑤ 事 業 内 容	建設事業、エンジニアリング事業、不動産事業、賃貸及び管理事業等の事業
⑥ 資 本 金 の 額	575億円
⑦ 設 立 年 月 日	昭和21年8月22日
⑧ 発 行 済 株 式 数	1,593,971,989株
⑨ 事 業 年 度 の 末 日	3月31日
⑩ 従 業 員 数	4,505名(連結)
⑪ 主 要 取 引 先	一般事業法人、一般顧客
⑫ 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行、中央三井信託銀行、みずほコーポレート銀行
⑬ 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7.18%
⑭ 当 社 と の 関 係 等	
資 本 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	割当予定先は、神奈川県横浜市鶴見区においてナイス株式会社及び当社とともに分譲マンション共同事業を行っており、また、当該事業の建設工事を請け負っています。(平成24年1月30日現在)
人 的 関 係	該当事項はありません。

関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑮ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	71,187	92,125	97,478
連結総資産	485,781	439,273	457,487
1株当たり連結純資産(円)	19.93	30.76	34.36
連結売上高	505,500	420,382	440,429
連結営業利益	15,574	17,118	23,327
連結経常利益	12,444	14,165	19,138
連結当期純利益	△7,596	5,814	10,137
1株当たり連結当期純利益(円)	△6.67	3.79	6.29
1株当たり配当金(円)	普通株式－ 第1回B種優先株式 9.50	普通株式－ 第1回B種優先株式 8.45	普通株式－ 第1回B種優先株式 7.55

(平成23年3月31日現在)

① 商号	丸紅株式会社		
② 割当株数	2,073株		
③ 本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目4番2号		
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役 取締役社長 朝田 照男		
⑤ 事業内容	総合卸売業		
⑥ 資本金の額	2,626億86百万円		
⑦ 設立年月日	昭和24年12月1日		
⑧ 発行済株式数	1,737,940,900株		
⑨ 事業年度の末日	3月31日		
⑩ 従業員数	30,626名(連結)		
⑪ 主要取引先	一般事業法人、一般顧客		
⑫ 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行、日本政策投資銀行		
⑬ 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.86%		
⑭ 当社との関係等			
資本関係	該当事項はありません。		
取引関係	割当予定先は、大阪府大阪市中央区において当社と共同してオフィスビルの開発事業を行う等の取引関係がございました。		
人的関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑮ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期

連結純資産	623,356	799,746	831,730
連結総資産	4,707,309	4,586,572	4,679,089
1株当たり連結株主資本(円)	326.60	429.20	445.52
連結売上高	10,462,067	7,965,055	9,020,468
連結収益	4,002,299	3,279,969	3,683,849
連結売上総利益	644,803	491,673	522,152
株主に帰属する連結当期純利益	111,208	95,312	136,541
基本的1株当たり株主に帰属する連結当期純利益(円)	64.04	54.89	78.63
1株当たり配当金(円)	普通株式 10.00 第一回第一種優先株式 -	普通株式 8.50 第一回第一種優先株式 -	普通株式 12.00 第一回第一種優先株式 -

## (2) 割当予定先の実態の確認

割当予定先のうち株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みずほ銀行は日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものとして判断しております。また、株式会社関西アーバン銀行、株式会社長谷工コーポレーション及び丸紅株式会社は株式会社大阪証券取引所市場第一部及び株式会社東京証券取引所市場第一部等に上場している株式会社であり、また、当社は従前からの割当予定先との取引関係を通じて反社会的勢力とのつながりについて疑義がないことの確認をしていることから、特定団体等との関係はないものと判断しております。

当社は、当社の把握する限りにおいて、割当予定先、その役員又は主要株主は反社会的勢力とは一切関係がないことを確認する旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## (3) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当は、本事業再生計画案の一環として、当社の債務超過を解消して、財務基盤を健全化するという目的で行われるものであります。そのため、第1種優先株式発行は、不動産担保等により保全されていない当社に対する無担保債権の一部についてDESにより行う必要があることから、第1種優先株式は、DESを実行するために必要な当社に対する金銭債権を有し、本事業再生計画案に同意いただいた対象債権者に割り当てることとなります。

## (4) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先の間において、継続保有に関する取り決めはありません。なお、普通株式を対価とする取得請求権及び転換請求権はなく、譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

## (5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当は、当社に対する金銭債権を出資の目的として給付する方法によるため、払込みの確実性については問題ないものと考えております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集後(平成23年7月31日現在)		募集後(DES実行後)	
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	11.43%	株式会社ハウスセゾン	60.82%
高島 勝宏	9.24%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券)	4.48%

		株式会社)	
塚本 英介	9.11%	高島 勝宏	3.62%
ニュー・ミッション・ファンディング合同会社	4.76%	塚本 英介	3.57%
住友信託銀行株式会社	3.11%	ニュー・ミッション・ファンディング合同会社	1.87%
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500P(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	2.31%	住友信託銀行株式会社	1.22%
奥田 薫	1.99%	HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500P(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	0.90%
大阪証券金融株式会社	1.98%	奥田 薫	0.78%
服部 満子	1.97%	大阪証券金融株式会社	0.77%
三井不動産レジデンシャル株式会社	1.55%	服部 満子	0.77%

(注)株式会社ハウスセゾンは、平成23年12月28日提出の有価証券届出書に記載の通り、当社普通株式の第三者割当を受け、本第三者割当の発行日の前日である平成24年2月28日に、当社の筆頭株主となります。

## (2)第1種優先株式

募集前	募集後(DES実行後)	
該当なし	株式会社関西アーバン銀行	46.50%
	丸紅株式会社	23.81%
	株式会社みずほ銀行	16.16%
	株式会社長谷工コーポレーション	13.53%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当による第1種優先株式の発行により、当社の債務は87,070,000円減少することになり、当社の事業再生計画の実現に向けた財務基盤の健全化が図られるものと考えております。今後は、事業再生ADR手続の中で、引き続き対象債権者たるお取引先金融機関の理解を得ながら、本事業再生計画案につきましては、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいります。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1)最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決 算 期	平成21年7月期	平成22年7月期	平成23年7月期
売上高	54,026	14,299	13,051
経常利益	△8,885	△1,054	△2,021



当期純利益	△9,980	△1,369	△2,752
1株当たり当期純利益(円)	△1,033.09	△141.74	△284.97
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	272.72	134.29	△149.40

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年1月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,661,000株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年7月期	平成22年7月期	平成23年7月期
始値	440円	117円	108円
高値	560円	453円	283円
安値	55円	104円	60円
終値	112円	112円	101円

② 最近6か月間の状況

	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月
始値	105円	100円	93円	45円	67円	111円
高値	115円	127円	98円	81円	135円	142円
安値	101円	79円	43円	44円	66円	69円
終値	101円	92円	48円	69円	113円	81円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成24年1月27日現在
始値	81円
高値	85円
安値	81円
終値	83円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資(普通株式)

発行期日	平成24年2月28日(予定)
調達資金の額	597,400,000円(差引手取概算額)
発行価額	40円
募集時における発行済株式数	普通株式 9,661,000株
当該募集による発行株式数	普通株式 15,000,000株

募集後における 発行済株式総数	24,661,000株
割 当 先	株式会社ハウスセゾン
発行時における 当初の資金使途	プレDIPファイナンスによる借入金に対する弁済の費用として100,000千円、非保全債権に対する弁済の費用として100,000千円、一時停止期間中に発生した利息に対する弁済のための費用として130,500千円、一部延滞中の消費税の支払のための費用として92,700千円、開発予定の保有従前建物の解体費用として100,000千円、当社事業に欠くことのできない運転資金として74,200千円を予定しております。
発行時における 支出予定時期	平成24年2月～平成24年7月
現時点における 充 当 状 況	—

(注)上記第三者割当は、本臨時株主総会において当該第三者割当による募集株式(普通株式)の発行に係る議案が特別決議により承認されること及び事業再生ADR手続の下で本事業再生計画案が平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において対象債権者全員の同意によって成立することを条件とします。

以 上

(別紙)

### 第三者割当による第1種優先株式の発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社明豊エンタープライズ第1種優先株式
2. 募集株式の数  
8,707株
3. 募集株式の払込金額  
第1種優先株式1株につき1万円
4. 募集株式の払込金額の総額  
8,707万円
5. 発行方法  
第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行	4,049株
株式会社みずほ銀行	1,407株
株式会社長谷工コーポレーション	1,178株
丸紅株式会社	2,073株
6. 出資の目的となる財産の内容及び価額
  - イ 株式会社関西アーバン銀行
    - ① 株式会社関西アーバン銀行及び当会社間の平成19年10月31日付金銭消費貸借約定書(その変更契約も含む。)に基づく金銭貸付債権のうち、29,636,365円相当分
    - ② 株式会社関西アーバン銀行及び当会社間の平成19年8月29日付金銭消費貸借約定書(その変更契約も含む。)に基づく金銭貸付債権のうち、10,853,635円相当分
  - ロ 株式会社みずほ銀行  
株式会社みずほ銀行、株式会社シティクルーズ及び当会社間の平成18年9月29日付天満1丁目マンション共同事業に関する覚書に基づく株式会社みずほ銀行の当会社に対する金銭支払請求権のうち、1,407万円相当分
  - ハ 株式会社長谷工コーポレーション  
株式会社長谷工コーポレーション及び当会社間の平成20年2月29日付信託受益権の購入に関する合意書及び平成22年7月30日付覚書に基づく金銭支払請求権のうち、1,178万円相当分
  - ニ 丸紅株式会社  
丸紅株式会社及び当会社間の平成18年12月15日付信託受益権売却斡旋予約契約書に基づく金銭支払請求権1億2,606万円のうち、2,073万円相当分
7. 給付期日  
平成24年2月29日
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金	金4,353万5,000円(1株につき5千円)
資本準備金	金4,353万5,000円(1株につき5千円)
9. 剰余金の配当
  - (1) 第1種優先配当金

当社は、第1種優先株式について、平成29年7月末日(同日を含む。)までの日を基準日として剰余金の配当を行わない。

当社は、平成29年8月1日以降の日を基準日として期末配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に年2%を乗じた額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先配当金」という。)を行う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(2)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。また、剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先配当金の2分の1に相当する額を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の総額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、1万円(但し、第1種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会における決議  
当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
13. 金銭を対価とする取得請求権  
なし
14. 金銭を対価とする取得条項
  - (1) 当社は、平成 29 年 8 月 1 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社が第 1 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。)を限度として、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得する第 1 種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。
  - (2) 金銭対価強制取得が行われる場合における第 1 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1 万円(但し、第 1 種優先株式について株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)及びこれに対して年 2% を乗じた額に金銭対価強制取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ 365(閏年の場合には 366) で除して算出した額(1 円未満を切り上げる。)を加算した額とする。
15. 普通株式を対価とする取得請求権  
なし
16. 普通株式を対価とする取得条項  
なし
17. 譲渡制限  
譲渡による第 1 種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
18. みなし承認  
第 1 種優先株式の取得者が、平成 24 年 2 月 29 日において第 1 種優先株式を引き受けた株主から、同株主が同日において当社に対して有していた債権を、第 1 種優先株式とともに譲り受ける者である場合には、当社の取締役会は前項の承認をしたものとみなす。

以 上